環太平洋パートナーシップ協定

Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement

参考資料３

意　義

アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める。

- ２１世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- TPP協定締結により我が国のFTAカバー率は22．7%から39．5%に拡大。
- 物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野（前文＋30章）で新しいルールを構築。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを2．59%（約14兆円）押し上げ、雇用を1．25%（約80万人）増加させる見込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合（2014年）

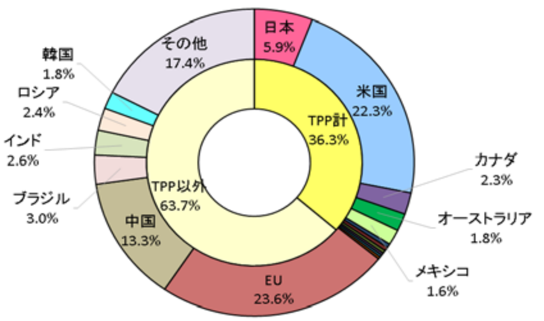

出典： World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し

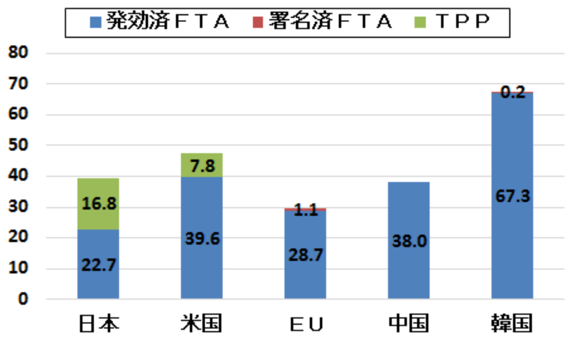

注： 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2016より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2016年3月10日確定値)、
中国、韓国、米国、EUはIMF、Direction of Trade Statistics(2016年4月26日)を用いて作成。

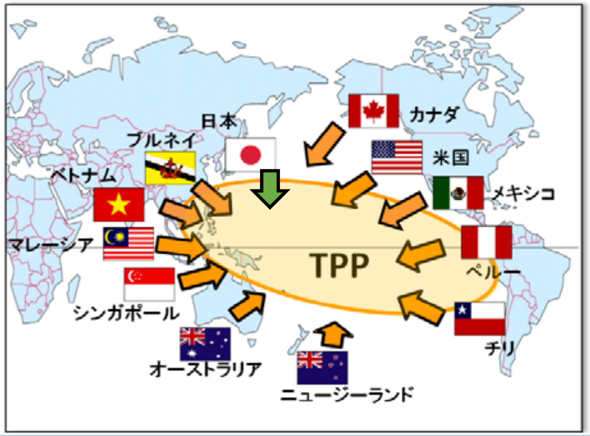

交渉の経緯

2010年
3月　ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
10月　マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年
11月　APEC首脳会議、TPP首脳会合（於：ホノルル）

2012年
11月　メキシコ、カナダが交渉参加

2013年
2月　日米首脳会談：日米の共同声明を発出
3月　安倍総理「交渉参加」表明
7月　日本が交渉参加（於：マレーシア）
2013年8月～2015年7月
・TPP首脳会合2回、TPP閣僚会合8回
・日米首脳会談2回、日米閣僚協議5回

2015年
10月5日　TPP閣僚会合（於：アトランタ）にて大筋合意

2016年
2月4日　署名（於：オークランド）

2017年
1月20日　日本が締結（寄託国NZに通報）

米国離脱表明後のTPP

TPP協定は2016年2月に署名されたが、本年1月の米国の離脱表明を受け、11か国によるTPP早期発効を目指して検討を進めている。

- 将来の米国復帰の可能性も念頭に置きつつ、早期発効の方策につき、11月のAPEC首脳会合で選択肢を提示すべく議論を加速。
- 我が国は、箱根会合を主催する等、各国と緊密に連携しつつ、スピード感をもって議論を主導。

【TPPの経緯と今後の見通し】

2010年3月　TPP交渉開始（当初は8か国）
2013年7月　日本が交渉参加
2016年2月　署名（於：NZ・オークランド）
2017年1月20日　日本、国内手続き完了を寄託者（NZ）に通知
1月23日　トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出

3月14日～15日　TPP閣僚会合 （於：チリ・ビニャデルマール）
5月21日　TPP閣僚会合 （於：ベトナム・ハノイ）
→ TPPの早期発効に向けた選択肢を，11月のAPEC首脳会議までに検討することで合意。

7月12日～14日　TPP高級事務レベル会合 （於：日本・箱根）
→ TPPの早期発効に向けた方策の具体的な検討を開始。
8月28日～30日　TPP高級事務レベル会合 （於：オーストラリア・シドニー）
9月21日～22日　TPP高級事務レベル会合 （於：日本・東京）

10月（予定）　TPP高級事務レベル会合 （於：日本）
11月10～11日 APEC首脳会議 （於：ベトナム・ダナン）

TPP協定の効果

◆農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。

◆自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99．9%の品目の関税撤廃を実現。

◆サービス・投資等の分野で、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

投資： 投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止。
貿易円滑化： 急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記。関税分類等に関する事前教示制度を義務付け。
ビジネス関係者の一時的入国： 多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現。
電子商取引： デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。ソースコード（ソフトウエアの設計図）の移転、アクセス要求の禁止。
知的財産： 模倣・偽造品等に対する厳格な規律。地理的表示の保護を規定。

◆原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしてグローバル・バリューチェーンに参加することが可能に。

◆TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることが期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し（イメージ）

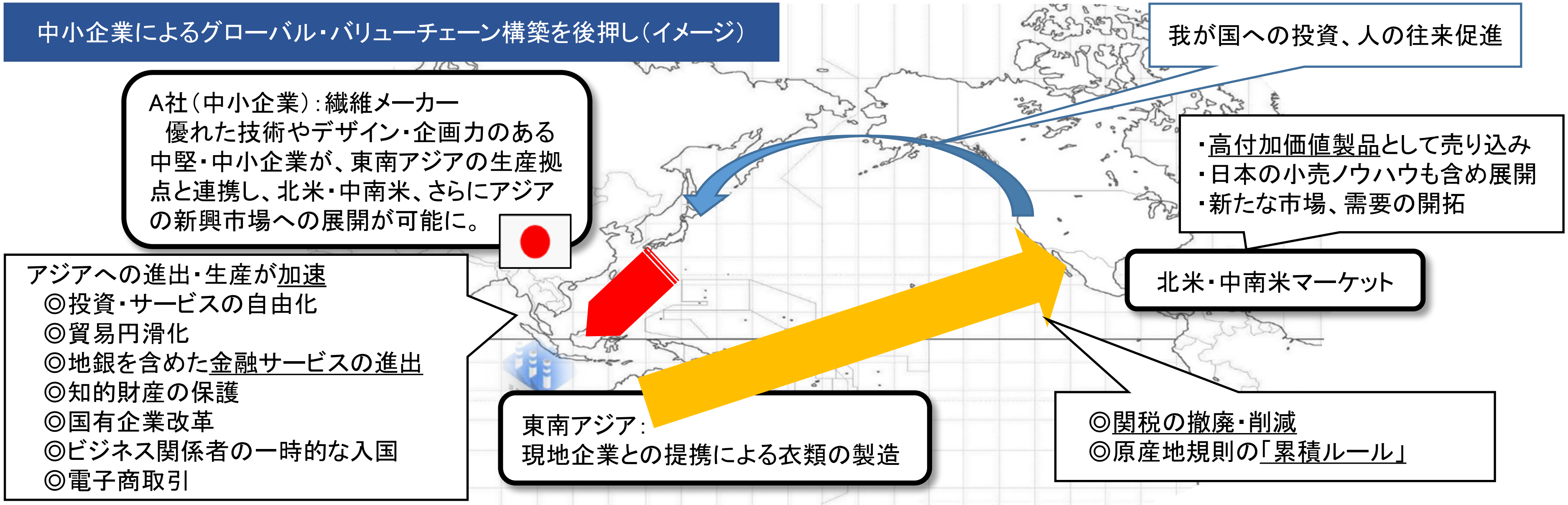

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

（1）冒頭の規定及び一般的定義 協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	（2）内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	（3）原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品（＝TPP域内で生産された産品）」として認められるための要件や証明手続等について定める。	（4）繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	（5）税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
（6）貿易上の救済 ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）等について定める。	（7）衛生植物検疫（SPS）措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	（8）貿易の技術的障害（TBT） 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	（9）投資 投資家間の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	（10）国境を越えるサービスの貿易 国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇，最恵国待遇，市場アクセス（数量制限等）、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。
（11）金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	（12）ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	（13）電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	（14）電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	（15）政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
（16）競争政策 競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。	（17）国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。	（18）知的財産 特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	（19）労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。	（20）環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
（21）協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	（22）競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	（23）開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	（24）中小企業 中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	（25）規制の整合性 締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。
（26）透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	（27）運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	（28）紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	（29）例外及び一般規定 締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。	（30）最終規定 協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

TPP協定交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

（参考）日豪EPA（2015年1月発効）における関税撤廃率：89%（品目数ベース）／94%（貿易額ベース）
（注）NZ、シンガポール、ブルネイは、全ての品目について関税撤廃。

＜アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見＞

日本以外の国の関税撤廃等の状況（対日、農林水産品※1）：HS2012

	GDP※2（十億ドル）	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4撤廃	12年目以降撤廃	非撤廃（TRQ・削減等）
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
11カ国平均	－	－	85.1%	11.8%	1.6%	1.5%
（参考）日本	4,920	2594	52.9%	25.7%	3.7%	17.7%

※1：日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。
※2：2013年（出典：IMF）
※3：即時撤廃には既に無税の物品を含む。
※4：我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

TPPにおいて関税を残すライン（全品目、農林水産物）：HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9，321	459	
うち農林水産物	2，594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	（594）	（424）	
うち重要5品目以外	（307）	（31）	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1，693	4	ひじき・わかめ